

- ◆ 公共工事設計労務単価表
- ◆ 設計業務委託等技術者単価表
- ◆ 電気通信工事積算に係わる基準日額表
- ◆ 機械設備工事積算に係わる標準賃金表
- ◆ 鋼橋製作工製作労務単価

令和8年3月

横 浜 市

1 はじめに

公共工事設計労務単価、電気通信工事積算に係わる基準日額、機械設備工事積算に係わる標準賃金、設計業務委託等技術者単価及び鋼橋製作工製作労務単価は、横浜市が請負工事及び測量・地質調査・設計委託業務等の積算に使用している単価であります。

2 適用基準日

本資料掲載の単価の積算への適用は、令和8年3月1日以降に積算する請負工事及び委託業務等とします。

なお、令和8年3月31日までに新たな公共工事設計労務単価等の決定を行わない限り、令和8年4月1日以降もこの単価を引き続き適用します。

3 公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）に基づき、各職種の通常の作業条件・内容の労働における所定労働時間内8時間当りの「基本給相当額」及び「基準内手当」、並びに労働日数1日当りの「臨時の給与（賞与等）」及び「実物給与（食事の支給等）」により設定しております。

公共事業労務費調査は、農林水産省及び国土交通省（二省）が所管する公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」等より調査事項を調査票へ転記する方法により、賃金の支払い実態を調べるものです。

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

職 種	単 位	単 価 (円)	割増対象賃金比 (構成比)	適 用
特殊作業員	人	30,900	0.780	
普通作業員	人	26,800	0.842	助手
軽作業員	人	18,200	0.870	
造園工	人	26,900	0.788	
法面工	人	31,700	0.842	
とび工	人	33,100	0.864	
石工	人	32,900	0.826	
ブロック工	人	32,000	0.849	
電工	人	31,500	0.692	
鉄筋工	人	31,600	0.888	
鉄骨工	人	29,700	0.838	
塗装工	人	36,300	0.807	
溶接工	人	38,900	0.835	機械工
運転手(特殊)	人	32,200	0.788	
運転手(一般)	人	27,200	0.813	
潜かん工	人	37,100	0.931	
潜かん世話役	人	44,300	0.810	
さく岩工	人	41,700	0.704	
トンネル特殊工	人	41,800	0.963	
トンネル作業員	人	32,000	0.920	
トンネル世話役	人	42,700	0.929	
橋りょう特殊工	人	36,300	0.852	
橋りょう塗装工	人	36,400	0.836	
橋りょう世話役	人	41,000	0.783	
土木一般世話役	人	34,800	0.753	機械付世話役
高級船員	人	39,500	0.723	
普通船員	人	32,600	0.698	
潜水土	人	51,600	0.824	
潜水連絡員	人	37,000	0.894	
潜水送気員	人	34,500	0.870	
山林砂防工	人	32,300	0.749	
軌道工	人	56,800	0.800	
型わく工	人	32,700	0.882	
大工	人	30,400	0.890	
左官	人	32,800	0.861	
配管工	人	28,400	0.745	
はつり工	人	31,100	0.852	
防水工	人	34,800	0.788	
板金工	人	34,900	0.774	
タイル工	人	27,600	0.926	
サッシ工	人	32,700	0.774	
屋根ふき工	人	—	—	
内装工	人	34,800	0.820	
ガラス工	人	33,300	0.717	
建具工	人	—	—	
ダクト工	人	29,000	0.743	
保温工	人	28,500	0.731	
建築ブロック工	人	—	—	
設備機械工	人	27,900	0.699	
交通誘導警備員A	人	20,200	0.860	
交通誘導警備員B	人	18,700	0.907	

注) 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの金額である。

**令和8年3月から適用する
設計業務委託等技術者単価**

職 種	単位	単 価 (円) (基準日額)	割増対象賃金比 (構成比)	適 用
設計業務				
主任技術者	人	90,300	0.550	
理事・技師長	人	82,800	0.550	
主任技師	人	70,900	0.550	
技師(A)	人	62,600	0.550	
技師(B)	人	49,300	0.550	
技師(C)	人	42,500	0.550	
技術員	人	36,700	0.550	
測量業務				
測量主任技師	人	61,000	0.600	
測量技師	人	52,700	0.550	
測量技師補	人	41,300	0.600	
測量助手	人	37,700	0.550	
測量補助員	人	29,600	0.550	
航空・船舶関係				
操縦士	人	62,000	0.650	
整備士	人	44,200	0.600	
撮影士	人	51,600	0.600	
撮影助手	人	38,100	0.550	
測量船操縦士	人	42,000	0.550	
地質業務				
地質調査技師	人	58,300	0.650	
主任地質調査員	人	45,500	0.650	
地質調査員	人	35,200	0.650	

**令和8年3月から適用する
電気通信工事積算に係わる基準日額**

職 種	単位	単 価 (円) (基準日額)	割増対象賃金比 (構成比)	適 用
電気通信技術者	日	40,500	0.640	
電気通信技術員	日	27,200	0.640	
点検技術者	日	40,300	0.620	
点検技術員	日	31,100	0.620	
運転監視技術員	日	31,100	0.620	

**令和8年3月から適用する
機械設備工事積算に係わる標準賃金**

職 種	単位	単 価 (円)	割増対象賃金比 (構成比)	適 用
機械設備製作工	日	32,700	-	
機械設備据付工	日	31,600	0.622	

**令和8年3月から適用する
鋼橋製作工製作労務単価**

職 種	単位	単 価 (円)	割増対象賃金比 (構成比)	適 用
製作工(橋梁)	人	32,700	-	

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 エ	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 エ	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削</p> <p>b. 支保工の建込、維持、点検等</p> <p>c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等</p> <p>d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</p> <p>e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等</p> <p>f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業</p>
20 トンネル作業員	<p>トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 各種作業についての補助的業務</p> <p>b. 人力による資材運搬等</p> <p>c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務</p>
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの</p> <p>a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等</p> <p>b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等</p> <p>c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等</p>
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする</p> <p>船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く）</p> <p>（以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様）</p> <p>① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面</p> <p>② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的水面</p> <p>③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的水面</p>
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>(潜水器 (潜水服、靴、カブト、ホース等) の損料を含む)</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く）</p> <p>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</p> <p>c. 電触防護</p>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る）</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く）</p> <p>b. 建築物の床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

【参考資料】

技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

(1) 測量技術者

職種区分定義

- ① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。
また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
- ② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。
また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
- ③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
- ④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
- ⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
- ⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
- ⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
- ⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
- ⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
- ⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

(2) 地質調査技術者

職種区分定義

- ① 地質調査技師：ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。
- ② 主任地質調査員：ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
- ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。

(3) 設計業務等技術者

職種区分定義

- ① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。
工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。
工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- ② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

- ④ 技 師 (A) : 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
- ⑤ 技 師 (B) : 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑥ 技 師 (C) : 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑦ 技 術 員 : 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

- 定型業務
- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
 - ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
 - ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務
- 非定型業務
- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等確立して対応することが求められる業務
 - ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
 - ・文化性、芸術性が特に重視される業務
 - ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
 - ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
 - ・計画から設計まで一貫した業務

1. 令和8年度電気通信関係技術者等単価について
決定した職種別の電気通信関係技術者等単価一覧を「別表」に示す。

2. 電気通信関係技術者等単価について

(1) 職務の定義

1. 電気通信技術者

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。

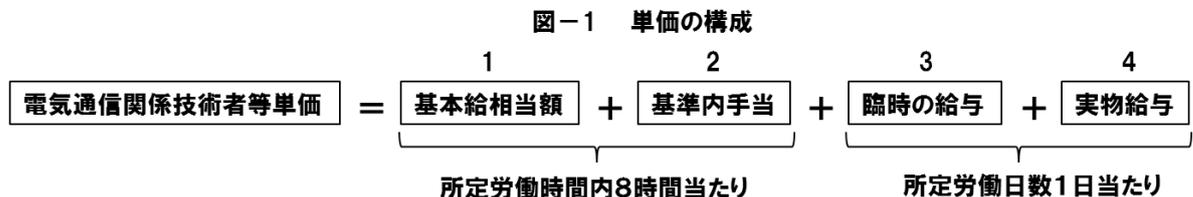
2. 電気通信技術員

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、電気通信技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。

(2) 電気通信関係技術者等単価の構成

電気通信関係技術者等単価は、次の1.～4.で構成される(図-1)。

1. 基本給相当額
2. 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
3. 臨時の給与(賞与等)
4. 実物給与(食事の支給等)



(3) 単価に含まれない賃金、手当、経費

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
3. 現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費

(4) 留意事項

電気通信技術者等単価は、公共事業の電気通信設備工事等の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

1. 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
2. 本単価に含まれる賃金の範囲は、(2)のとおりであり(3)に示すものは含まれないこと。(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)

3. 電気通信関係点検技術者等単価について

(1) 職務の定義

1. 点検技術者

電気通信施設の点検（保守）業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。

2. 点検技術員

電気通信施設の点検（保守）業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。

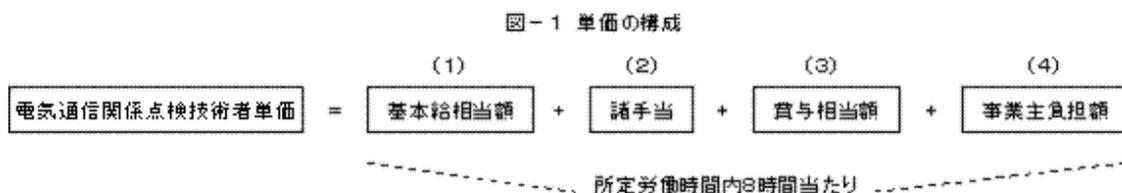
3. 運転監視技術員

電気通信施設の運転監視業務に従事する技術労働者で、管理技術者の指揮・命令下でその業務を行うことのできる者をいう。

(2) 電気通信関係点検技術者等単価の構成

電気通信関係点検技術者等単価は、次の1.～4.で構成される（図-1）。

1. 基本給相当額
2. 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
3. 賞与相当額
4. 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）



(3) 単価に含まれない賃金、手当

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

(4) 留意事項

電気通信関係点検技術者等単価は、公共事業の電気通信施設点検業務等の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意する。

1. 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
2. 本単価に含まれる賃金の範囲は、(2)のとおりであり(3)に示すものは含まれないこと。

1. 職種定義について

機械設備積算基準に用いる機械設備製作工、機械設備据付工については、下記のとおりとする。

職 種	定義・作業内容	対 象 外
機械設備製作工	<p>機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、工場において機械設備の製作に従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。</p> <p>a. 原寸図の作成 b. 原材料への罫書き c. 原材料の切断 d. 部材の溶接 e. 部材の歪み等の矯正 f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工 g. 部材及び製造物等の仕上げ加工 h. 個々の部材等の組立及び仮組立（各種調整を含む） i. 電気部品の取付、配線 j. 各製作工程における段取り k. 各製作工程における雑役</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員及び臨時職員 ・事務・設計・調査等に従事する製作工以外の職員 ・老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給するために1日当りの給与額を調整している労働者

職 種	定義・作業内容	対 象 外
機械設備据付工	<p>機械設備の据付について相当程度の技能を有し、設備の据付、調整等について従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。</p> <p>a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み i. 個々の機器等の接続及び各種調整 j. 機械設備における総合試運転調整 k. 各据付工程における段取り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者 ・補助的作業及び配管配線等に従事する現地採用の労働者 ・塗装に従事する労働者 ・公共工事労働者調査対象の51職種に該当する労働者 ・アルバイト、見習い、補助作業員 ・会社の役員、事務局、給食担当者 ・老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給するために1日当りの給与額を調整している労働者

1. 職種定義について

鋼橋製作工労務単価については、下記のとおりとする。

職種	定義・作業内容	対象外
鋼橋製作工	<p>鋼橋製作に従事している従業員（管理職以外の技能工）であり、工場内において橋梁製作加工組立作業を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原寸、罫書、矯正、切断、切削、孔明、切削、組立、溶接、仮組立の作業に従事するもの ・クレーン運転工（台車等による材料、部材、製品等の工場内の運搬）、場内運搬工、玉掛工、検査工（検査技術員の補助業務（計測作業等）に携わるもの）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金